

2.振動障害健康診断を受診する必要がある振動工具

（「チェーンソー取扱い作業指針」「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」より）

- ◆ チェーンソー
- ◆ ピストンによる打撃機構を有する工具
 - ①さく岩機、②チップングハンマー、③リベッティングハンマー、
 - ④コーキングハンマー、⑤ハンドハンマー、⑥ベビーハンマー、
 - ⑦コンクリートブレーカー、⑧スケーリングハンマー、⑨サンドランマー、
 - ⑩ピックハンマー、⑪多針タガネ、⑫オートケレン、⑬電動ハンマー
- ◆ 内燃機関を内蔵する工具（可搬式のもの）
 - ①エンジンカッター、②ブッシュクリーナー
- ◆ 携帯用皮はぎ機等の回転工具（6を除く。）
 - ①携帯用皮はぎ機、②サンダー、③バイブレーションドリル
- ◆ 携帯用タイタンパー等の振動体内蔵工具
 - ①携帯用タイタンパー、②コンクリートバイブレーター
- ◆ 携帯用研削盤、スイング研削盤その他手で保持し、又は支えて操作する型式の研削盤（使用する研削といしの直径が 150mm を超えるもの）
- ◆ 卓上用研削盤又は床上用研削盤（使用するといしの直径が 150mm を超えるもの）
- ◆ 締付工具
 - ①インパクトレンチ
- ◆ 往復動工具
 - ①バイブレーションシャー、②ジグソー